

魚津市子育て新婚世帯移住助成金 よくあるご質問

1. 申請について

会社が賃貸契約している物件に居住しています。**借主が会社名**の場合は申請できますか？

賃貸借契約書や重要事項説明書等に**居住者**として世帯の方のお名前が記載されていれば、申請できます。

居住者の記載がない場合は、**入居証明書**等を会社に請求していただき、賃貸借契約書と居住証明書を提出いただくことで、申請可能とします。ご不明な点はお問い合わせください。

世帯員の**転入日が異なります**が、申請できますか？

転入日が異なっても、申請できます。ただし、申請期限や対象世帯等の要件を全て満たしている必要があります。

2. 返還対象について

転入してから3年を経過する前に、別の賃貸住宅や新築住宅の購入に伴い**転居**した場合、返還の対象になりますか？

魚津市内での別の賃貸住宅や新築住宅の購入に伴う転居は、返還の対象にはなりません。住宅取得については、**都市計画課**で助成金をご用意しておりますのでご確認ください。

3年以内に魚津市外へ転居（転出）すると、**返還の対象**となりますのでご注意ください。

夫（申請者）が仕事の都合でやむを得ず、転入から3年を経過する前に魚津市外へ転出することになりました。返還の対象になりますか？

① 新婚世帯

申請者が夫婦どちらかに関わらず、魚津市外への転出や別居等、**夫婦の世帯が別**になった場合、**返還の対象**となります。

② 子育て世帯

夫（申請者）が転出する場合、**返還の対象**となります。

妻を申請者とし、夫が単身赴任する場合（**妻と子どもは3年間魚津市に在住**）は、**返還の対象となりません**。

単身赴任等の可能性を踏まえて、夫婦どちらが申請者となるかご検討ください。